総務厚生常任委員会　委員会記録

（第１日）

〇開議期日　　令和８年９月７日　　午前９時５２分

〇会議の場所　　第１委員会室

〇当日の委員の出欠は次のとおり

出席委員（６名）

柏木幸平	委員長	武　さとみ	副委員長
桑波田　大	委員	宮之脇尚美	委員
有川美子	委員	川口憲男	委員

欠席委員（なし）

〇本委員会に出席した議会事務局の職員は次のとおり

奥平一樹　議事係主任

〇本委員会に出席した説明員は次のとおり

上野俊市	町長	角　茂樹	副町長
富満悦郎	総務課長	菊野祐二	危機管理監
大平　誠	総合政策課長	西囿豪紀	財政課長
小野原和人	税務課長	堀　孝志	町民環境課長
川﨑里志	ほけん福祉課長	内村千鶴	ほけん総括監
橋口孝人	こども課長	西　一樹	消防長
古川秀人	消防総務課長	茶園勇健	警防課長
福島泰幸	総務課危機管理係長	松尾弘彦	税務課資産税係長
土器屋　剛	ほけん福祉課福祉係長	橋口由華	ほけん福祉課高齢者支援係長
得永和秀	こども課こども支援係長		

〇本委員会の事件は次のとおり

「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

「議案第６７号　さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

「議案第６８号　さつま町子ども医療費給付条例の一部改正について」

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」

「議案第７０号　令和８年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」

「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」

△開 会　午前９時５４分

○柏木　幸平委員長

それでは、ただいまから総務厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本委員会に付託されました案件のうち、決算を除く一般議案について審査を行います。

審査に入る前に、審査の進め方について確認をさせていただきたいと思います。審査日程を御覧いただきたいと思います。

本委員会に付託されました案件は、付託議案のとおりであります。

審査は、本委員会に付託されました議案６件について、一括して審査を行いたいと思います。

審査の順序は、審査日程に記載しているとおりの順で進めてまいりたいと思いますが、場合によっては、担当課の都合により、審査順が変更になる場合がありますので、御承知おきください。

各課における審査は、条例関係、一般会計、特別会計の順に行いたいと思います。

現地調査が必要な場合は、ひと通り各課の審査を行い、審査を中止し、全課に対する一括質疑に入る前に行います。

委員会審査の過程で、現地調査が必要と判断される場合は、その旨申入れていただきたいと思います。

委員会の審査は、このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

異議がないようですので、このような進め方で審査を行っていきます。

なお質疑に当たっては、できるだけ簡潔に行っていただき、効率的な委員会審査を行われますよう、委員各位の御協力をお願いいたします。

次に、関係課が委員会の進行状況を見るため、委員会の審査状況を中継したいと思います。中継することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

異議がないようですので、中継することにいたします。

以上で、審査の進め方についての打合せを終わります。

執行部に入ってもらいますので、しばらく休憩いたします。

午前９時５６分　休憩

午前９時５７分　再開

○柏木　幸平委員長

それでは、総務厚生常任委員会を再開いたします。

審査に入る前に、進め方について申し上げます。

本委員会に付託されました議案のうち、決算関連議案を除く「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」までの議案６件について一括して審査を行います。

審査の順序は、審査日程に記載しているとおりに進めてまいりたいと思います。

予算の説明については、予算説明資料によりお願いします。

なお、説明資料により説明ができないところは、予算書の説明欄により説明をお願いいたします。

資料によって説明しやすいものは、資料を提出していただき、答弁に当たって係での説明が要を得やすい時は課長に代わり係から説明していただきます。

なお、現地調査を行う場合は、ひと通り、各課の審査を行い、審査を中止し、全課に対する一括質疑に入る前を予定しています。

以上申し上げましたが、本委員会の審査が十分にかつ効率的に行われますよう、御協力をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

総務課以外は、退席をお願いいたします。

午前９時５９分　休憩

午前１０時００分　再開

△「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」（総務課関係）

〇柏木　幸平委員長

再開いたします。

総務課の関係分について、審査に入ります。

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」の総務課関係分について、歳出から歳入、給与費明細書まで、一括して内容の説明を求めます。

〇富満　悦郎総務課長

それでは、関係分の「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」のうち、総務課が所管する予算につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

〇柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〇有川　美子委員

おはようございます。改めまして、お願いします。

説明資料で１１ページですかね、Ｂ＆Ｇのことを今ちょっと研修のお話をしていただきまして３００万円ですかね、歳入のほうで上がっておりますが、講師料と研修の賄い費とか、いろいろありますが、これちょっと内容というか、そういったのが分かれば御説明をお願いします。

〇菊野　祐二危機管理監

ただいま質問のございました、研修についてです。

研修につきましては、今回、パワーショベルを、購入して入ってきますので、それのまずは、最初の操作研修ですね、資格を取る研修になります。

それから、重機によりましても、２回目が今度ございまして、これは２月に計画している

んですけども、これは以前ですね、資格を取った職員が３０名近くいますので、資格を取ってからだいぶ期間が空いてるということですので、また、操作の復習でないですけど、そういった研修をさせていただくということになっております。

パワーショベルですので、一応このバケットのほうだけですね、やっていく予定です。

それから、今度は１２月にですね、鶴田中央公民館で計画しておりますけども、避難所運営訓練を計画してございます。

これには事業所の協力をいただきまして、外国人の方々も一緒に参加していただいて、それから、炊き出しの訓練とか、それから今年は平成１８年の水害から２０年経過してございますので、気象予報士をお招きしまして、講演など計画しております。

研修につきましては、重機につきましても、6時間以上かかるということから、食糧費のほうでは、弁当とお茶、そういったものも計上してございます。

〇有川　美子委員

防災に向けて、いろいろと研修を組まれているということなんですけど、すいません、鶴田中央公民館でする避難所の運営の訓練、大事だと思うんですけど、これは地元の方たち、鶴田中央公民館に避難をする地区の皆さん、鶴田・神子・湯田の皆さんがやっぱり避難をしてくるわけですね。実際に、その炊き出しであるとか、そういったのは、その地区のやっぱり関係者に訓練してもらうっていうふうに、実際のところされているんでしょうか。

〇福島　泰幸危機管理係長

今の御質問につきまして、避難所運営訓練ではですね、鶴田・神子・柏原・湯田区の住民の方々をお願いしたいと考えております。

避難所が、中央公民館が避難所となっておりますので、その方を対象に、これから、お願いに行こうと考えております。

炊き出し訓練につきましては、今回は、食生活改善推進員の方にお願いをしまして、炊き出し訓練を考えております。

〇川口　憲男委員

今の同じ質問なんですけど、Ｂ＆Ｇ財団より支援金が、多額の支援金が来て、いろいろ整備されることは非常にいいことだと思うんですが、ちょっと聞いたところによれば、倉庫となんか、例えば、活用策が、まばらになっているような感じがするんですが、そこ辺りの検討の仕方、検討された結果はどうなんですか。

〇菊野　祐二危機管理監

まず、この支援金につきましてですが４，０００万円が上限額ということで、これが機材支援になります。

そのうち、まず必須と言われるのは、先ほど言いました、油圧式パワーショベルですね、これが２．５トンになります。それとそのショベルを運搬するスライドダンプが３トンになります。この２つはですね、Ｂ＆Ｇ財団のほうで購入して、こちらのほうにいただくということになります。

これはなぜＢ＆Ｇ財団が購入して、こちらのほうに渡すのかといいますと、Ｂ＆Ｇ財団、うちだけじゃなくて、ほかの自治体もございまして、まとめて購入したほうが安く購入できるということと、あとは防災拠点の協定を結ぶことになっておりますので、こちらが応援に

行っても、逆にこちらに応援にきていただいても、すぐその操作ができるようにというメリットがございまして、そういったのを考慮しまして、Ｂ＆Ｇ財団のほうで購入してこちらのほうに届くことになります。

あともう一つの必須が防災倉庫になります。

防災倉庫につきましては、町の自治体のほうで立替購入ということになりますので、この３つは、必須になります。その３つを購入した残額で、このさつま町に必要な資機材を購入できるということになっておりまして、危機管理係、それから消防本部、それから建設課、あと水道課、これらの代表を集めましてですね、打合せをしまして、それぞれ機材を、購入することになっております。危機管理係のほうでは、こちらのほうで今度また主に、防災倉庫なんですけども、あとは水道のですね、給水タンクを持っていくときに、今はこの１か所しか水が出てこない。それを汲むというような方法しかないんですけども、それにつなげて、複数蛇口がつくような給水栓というものがございまして、それを購入するように計画してございます。

あとは、発電機等、結構重量のあるものを資機材で持っていますので、リフト付きの軽トラック、それを購入する予定でございます。

あとの資機材につきましては、それぞれ消防本部、それから建設課、そちらのほうで計上してございますので、そちらのほうでまた説明があるかと思います。

あとすいません、もう１点ございました。

必須機材の中に、救助艇も含まれております。これらも消防本部のほうで買いますので、二渡それから柏原、それから川原の３分団のほうで、そこで管理していただくということで、準備を進めているところでございます。

○川口　憲男委員

その状況をですね、どうこういうことではないですけど、例えば、このユンボですね、２．５トン、それとリフト付き軽トラックと防災用品を積んで、すぐ走らにゃいかん、どうせんにゃいかん。そういう中で、防災の総合拠点がですよ、まばらのときに、すぐどこが対応を、今おっしゃったように水道課が、建設課が対応する。あるいは、農政課ですか、いろんなところがそれに分離しておけば対応の仕方がまばらになってくると思うんですよ。

だから防災拠点、私が最初、危機管理監に聞いたときに、屋地のところに倉庫を作って、そういうところに置くということもありましたけど、ユンボなんか積み込むとしたら、町にも運搬車がありますけど、そういうのでさっと積んで持って行けるという、危機管理の場合は、そういうのが非常に大事じゃないかと思います。さっきおっしゃった、発電機とか、いろいろなのも。

今、熊本を見ても、あっちから持ってき、こっちから持ってき、というようなことがありますから、そういうのをさつま町として、どこにはどういう備品があるとか、平川小に備品を入れていますけれども、そういうところに車が行ってすっと持っていけるとか、そういうような拠点整備が必要じゃないかと私は考えるんですけど、そこ辺りはどんな考えなのですか。

○菊野　祐二危機管理監

確かに、委員のおっしゃるとおりでございます。

今町では、分散備蓄を進めておりまして、今回、建てる防災倉庫は、まずは、そこが一番の拠点になるんですけども、今のところ中央公民館であったり、改善センターであったり、山崎の交流館であったりとか、できるだけ分散して、マットであったり、パーテーションであったり、そういったものを置いているところでございます。

基本的に、長期な避難所を開設されたときの毛布とかですね、そういった、あと発電機とか、そういったものは、もうこちらの中央のほうで、備蓄をしながら対応していきたいと思うのですけれども、やっぱり言われるとおり、あまりこう分散すると、じゃ誰が持っていくんだとか、そういったことになってきますので、今後ですね、避難所運営訓練等を兼ねて、そういったことも、計画していきたいというふうに考えております。

○川口　憲男委員

この車両２．５と、前回研修して、今度は追加研修をすると。例えば、これぱっかりじゃなくして、いろいろ。資格を持っている方々が、職員が主だと思うんですけど、何名かいらっしゃると思うのですけれども、そういう方に、こういう非常時が起きたときにどういうような、災害本部で出動となれば、もう職員全員が出ますから、そこあたりでできるんですけど、そこあたりの人数の把握というのは、ちゃんとされているわけですか。何名受けて、何名の方が持っていらっしゃるということなど含めて、すぐに対応できるということをしているのかどうか。

○菊野　祐二危機管理監

ただいまの操作の資格につきましては、これからがスタートになります。

これまで資格を持っていた方につきましては、災害対応ということで、資格を取ってもらったわけじゃなくてですね、今後はそういった方も活用できるように、含めましてですね、一緒に管理していきたいというふうに考えております。

ただ通常は、平時はですね、いつでも使えるように、作業班のほうに活用していただきまして、常に使えるような状態をしていくために、保健センターにあります作業班の車庫のほうに保管しておくというような考えです。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時１７分　休憩

午前１０時１８分　再開

△「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」（消防本部関係）

○柏木　幸平委員長

再開いたします。

消防本部の関係分について審査に入ります。

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」の消防本部関係分について、歳出から歳入まで、一括して内容の説明を求めます。

○西　　一樹消防長

それでは、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」の消防本部関係分について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○川口　憲男委員

救助艇、今までに３艇あると、荒瀬と柏原と消防車庫け、３艇あると。これは、今までは訓練をしたという話を聞かない。どういうふうにしているんですか。

それと今後、新規機材も入るから、そこ辺りのところで救助訓練というのなんかもしないといけないと思いますけど、その計画はどうなのですか。

○西　　一樹消防長

まずボートにつきましては、現在、川原時吉分団川原部、あと柏原分団にアルミ製のボート、二渡分団の方にゴム製のボートの３艇を整備してございます。

これらの３艇のボートを今回の防災拠点事業の必須事業ということでございましたので、更新をするものでございます。

また訓練につきましてですけれども、毎年１回、免許保有者を寄せ集めまして、川原の河川敷のほうで、ボートの操縦訓練のほうを毎年１回は実施しております。

また今回の事業によりまして、３年目に２０人以上で６時間以上の研修が必須となりますので、それに向けて、研修の計画の方を立てていきたいというふうに考えております。

○川口　憲男委員

柏原分団に設置してある分については、もう１０何年経過しているし、運搬車もあるから、あちこちで、例えば、ドラゴンボートがあるときには、あれに、消防団が二、三人出動しているようなことを知っているんだけど、ほかのところが毎年１回講習をするということだったんですけど、今の国内において、水害や増水したときの水害があって、そこに多分こういうのが出てくるのが必要性があって、これが導入されると思うんですけど、これは毎年１回でいいものなのか、あるいは平常時の川の状態で大丈夫なのか、いろいろ対策があると思うんですけど、それは消防長としての考え方はどうなのですか。

○西　　一樹消防長

訓練につきましては、もう毎年１回しておりますので、最近のところでいきますと水難救助でボートを出したという事例は、今のところないところではございますけれども、今のところは年１回の訓練で、操縦の習熟に努めていただいているところでございます。

通常は平常時の川内川の状況でしておりますけれども、今回の整備につきましては、激流というようなところの想定したわけではなくて、浸水とかいったときに、住民を安全なところへ救出する。搬送するといったところのほうを想定をしているところでございます。

またこの激流につきましては、前回の１８災のときにも、消防本部所有のボートのところもちょっと流されかけたところもありますので、その辺の安全性というのを確認して、消防団の方々には活動していただこうというふうに考えております。

○川口　憲男委員

２１ページの中段、ちょっと下です。

ドローン導入講習会の負担金となっていますけど、ドローンの講習会を開かれるということですが、対象者はどういう方なのか、消防団とか、消防署員。

○西　　一樹消防長

このドローンの講習会につきましては、消防署員を対象としております。

また、この講習会につきましては、国家資格とかいうような資格を取る講習会ではございませんで、機体の説明とか、航空法の説明、また機体の取扱いの説明を中心としたような講習会となっております。

○川口　憲男委員

消防署員が対象ということなんですけど、ドローンの講習会。

そうした場合に、講習だけで終わるのか、資格とか何かというのは取得できないのか。そこ辺りまでの考え方はどうなのですか。

○西　　一樹消防長

ドローンにつきましては、許可・承認が必要なところ以外については、特に災害時においては免許の取得が必要でないことになっております。

ただ、飛ばしますので、署のほうで内部規程を設けまして、ある一定の講習をクリアして、試験を受けて、それに合格した者を操縦認定者ということで、認定をして運用をしております。現在は６名、認定者がおりまして、今現在２人をまた新規で養成中でございます。

○川口　憲男委員

それは署内の規程。

○西　　一樹消防長

署内の規程です。今の件で補足を。今回のドローンの機体につきましては、かなり高性能になりますので、今後においては国家資格の取得なり、専門機関での講習のほうを計画していかなければならないというふうに考えております。

○柏木　幸平委員長

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時２９分　休憩

午前１０時３１分　再開

△「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」（総合政策課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

総合政策課の関係分について審査に入ります。

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」、総合政策課関係分について、歳出から債務負担行為補正まで、一括して内容の説明を求めます。

○大平　　誠総合政策課長

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○有川　美子委員

どちらも、バスですね。薩摩川内市の方へは、もう廃止になった部分と、鹿児島のほうが３万６，０００円と、額は大きくないんですけど、これって、さつま町の負担３万６，０００円ですが、ほかのところと同額ではなくって、金額が違うと思うんですが、その辺が分かれば教えてください。

○大平　　誠総合政策課長

全体的な予算を私のほうで申し上げます。

さつま町の負担が、全体で５０３万９，０００円ということでございましたけれども、今回３万６，０００円増額してほしいということで、負担額が５０７万５，０００円ということになっているところでございます。

それから、鹿児島市につきましては、負担率で、その距離で按分されますけれども５０．７５４％でございまして１，５４６万１，０００円。それから、薩摩川内市のほうが３１．６９８％の負担割合でございまして９６５万６，０００円というところになります。さつま町が、先ほど申し上げました１７．５４７２％の負担率ということで５０７万５，０００円ということになります。

○柏木　幸平委員長

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時３５分　休憩

午前１０時４４分　再開

△「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」（財政課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

財政課の関係分について審査に入ります。

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」の財政課関係分について、歳出から歳入、地方債補正まで一括して内容の説明を求めます。

○西囿　豪紀財政課長

それでは、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」のうち、財政課の関係分について、御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○有川　美子委員

説明資料で、今財源の組み替えがあったところを説明していただいたんですけど、ちょっと何ページでしたか、電話機と防犯カメラとなんですけど、これって、途中で見直し、当初予算で上げた金額と予算額は変わらないんですけど、見直しをしたっていうのは、実際に、いつ頃見直しっていうか、検討して、予算組み替えっていうふうになったのかというのと、すいません、電話交換のところが、私ちょっと見たことがなくて、さっき御説明いただいたのが、ちょっとイメージがつかないんですけど、どういったことなのか、もうちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

○西囿　豪紀財政課長

令和８年度になりまして、予算執行を具体的に協議し始めたのが５月に入ってからでありました。

それぞれ、カメラと通話録音の装置、電話機のほうの執行をしていこうということで、検討に入ったわけですが、当初予算の編成の折には、参考見積をいただいた業者から提案のあった内容をベースに検討をしてきたところでございますが、当時は、そこの運用が最適であると考えておったところですが、実際このランニングコスト、そういったところを見たときに、現在、組み替えをする方法のほうが、コストパフォーマンスもいいのではないかということで、今回の予算組み替えに至ったところでございます。当初のところでは、深く十分な検討ができていなかったというところもございます。

電話交換機につきましては、電話交換室がちょうど総務課の危機管理係の前のほうにございますが、そこに電話交換手が２名、常駐をしているような格好になっておりまして、その部屋に電話交換機がございます。

ここの通話録音装置につきましては、当初は、各課の机に配置してある電話機に、それぞれ個別に装置を取り付ける方向で検討を進めておったんですが、これよりも、電話交換機の機能を追加する方式のほうが、運用面で一元管理も可能になるということで、今回の予算組み替えになったものでございます。

あと、カメラにつきましては、当初は設置業務委託と保守点検の業務委託、こういったことで予定をしておったところですが、今回、保証と点検まで含めたリースによる設置へ変更をしたいというところになっております。

○宮之脇　尚美委員

台数からすると、あまりブラックにならないような場所が出てくるということになるかと思うのですけれども。

これは通常２４時間、一応録画を可能とするカメラなのか、それとも時間外だけなのか、そこら辺どうなのですか。

○西囿　豪紀財政課長

設置をするカメラは、基本的に２４時間稼働をしている状態になるということで計画しております。

○宮之脇　尚美委員

そこら辺については、いろいろ役所のほうも苦情等を受けたり、いわゆる今で言うカスハラですか。カスタマーハラスメントなんかの対応というのも、当然出てくると思うのですが、この電話機もそのような考え方でよろしいのですかね。

○西囿　豪紀財政課長

今、委員からありましたとおり、電話機を導入する経緯といいますか、こういったことについての御質問かと思いますが、今ありましたとおり、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラと言われるような、この対策の一環ということで、そういったものの、抑止力につなげたいというようなことで考えているところでございます。

この電話機を導入することによりまして、トラブルの未然防止とか、あと職員に対するこのカスハラの抑止、こういったことに寄与することを期待しているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

ある程度、内容は分かりましたが、やはり年間通じて、何件程度そういうのがあるのか、今、どうなんですか、そういう職員窓口が特に税務課とか町民課とか、福祉関係とか、トラブルがあるものですか。

○西囿　豪紀財政課長

カスハラ対策につきまして、先月の８月２５日から９月２日にかけまして、総務課のほうで全職員に対して、直近、３年間、令和５年度から３年間の、これまでのカスハラの状況というのにアンケート調査があったところでございます。

結果につきましては、総務課のほうで集計と把握をされているところでございますが、こういった中にも、以前からハード整備、いわゆる、この電話機の導入とか、あと、カメラの設置とか、こういったことも話には出ておりましたので、今回、この整備をすることによって、運用は来年度からになる予定にはしているんですが、こういったことで成果は出てくるんではないかと考えているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

本庁・支所はともかく、ほかの公共施設ですね、職員が配置、もしくは、会計年度任用職員等が配置されているところがありますが、そこはどう考えているのですか。

○西囿　豪紀財政課長

今回まず初めに、職員が常駐しているところが多い本庁舎と支所のほうに計画をしておりますが、この運用状況を見ながら、また、他の公共施設は、これは当然、中だけではなく、公共施設の周辺とか、入り口とか、そういったところまで範囲を広げていければいいかなと考えているところでございます。

○有川　美子委員

予算書の地方債補正のところちょっと御説明いただきたいところがあって、全体額のほうが減額してあるんですけど、一般単独事業の一番下のところの公共施設等適正管理推進事業が限度額０だったのが、増額に書いてあるんですけど、ここの理由をちょっと御説明いただければと思います。

○西囿　豪紀財政課長

一般単独事業の公共施設等適正管理推進事業の内容についてですが、これは、町が定めております公共施設等の総合管理計画、この中に位置づけられたもので、例えば、集約化とか、複合化とか、転用とか、長寿命化事業、除却事業、こういったものが対象になっているところでございます。

事業の充当率は９０％ということで、事業期間が今年度までとなっているところでございます。

今後、国のほうの対応はどうなるか分からないところでありますが、これまでも５年ごとに延長されたりというところがございますので、また今後、来年度の地方財政計画、そういったところにおきまして、また延長になるんではないかなと考えているところでございます。この事業があるうちには、公共施設の集約化、こういったところにも取り組みやすくなってくるかなと考えているところでございます。

○柏木　幸平委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ほかにないようであれば、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時５８分　休憩

午前１０時５９分　再開

△「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」（税務課関係）

○柏木　幸平委員長

再開いたします。

税務課の関係分について審査に入ります。

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」の税務課関係分について、内容の説明を求めます。

○小野原　和人税務課長

それでは、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」のうち、税務課関係分の歳出２件についてお願いをいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○宮之脇　尚美委員

固定資産の関係なのですが、家屋等が空き家になっている部分がたくさんあるかと思うのですが、そこら辺の納税関係というのはどうですか。収納率は。

○松尾　弘彦資産税係長

収納に関しましては、空き家に関しましては、まだそこまで減収とか、そういった影響はないです。今のところ、うちのほうで相続人調査をしまして、一応特定はしているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

住居と普段住んでいるところとはあまり変わらない。

○松尾　弘彦資産税係長

そうですね、今のところはそこまで目立った未収等はないです。

○川口　憲男委員

今の質問と一緒で、固定資産税の変更とか、異動とかしていらっしゃるということだったんだけど、以前から、亡くなった人たちの個人名義で、それを誰が財産相続して、そこあたりの流れというのは、何年かおきに対策されているもんですか。例えばもう、名義人が、私の祖父であったり、親父だったりして、しかし、納税をしているのは私だったりとかいうのがあると思うんですけど、その辺りの調査はしてらっしゃるものなのか。相続人のままの流れで、税を払うと、その方法でされているのか。そこあたりの考え方は。

○柏木　幸平委員長

登記の関係ですか。

〔「はい」という者あり〕

○松尾　弘彦資産税係長

もちろん、その亡くなられた時点で、法務局からの今３年以内で登記を変えないといけないという国の決まりもありまして、そういった指導はしますけど、あとは個人の考えと言いますか、当然、その二代も三代もおいていらっしゃる方もいらっしゃれば、もう亡くなった時点ですぐされる方も、もちろんいらっしゃいます。

ただ相続代表人っていうことで、うちのほうとしましては固定資産税の納付書をお送りして、納税はしていただいてはいるんですけど、名義に関しましては、進んでないっていうのが現状かと思います。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないようですので、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１１時０５分　休憩

午前１１時０７分　再開

△「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」（町民環境課関係）

○柏木　幸平委員長

再開いたします。

町民環境課の関係分について審査に入ります。

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」の町民環境課関係分について、内容の説明を求めます。

○堀　　孝志町民環境課長

それでは、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」の町民環境課関係について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○有川　美子委員

電気自動車が電気自動車にってことでよろしいですよね。

○堀　　孝志町民環境課長

今言われるように、電気自動車から電気自動車という形になります。

○柏木　幸平委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

質疑がないようですので、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１１時１０分　休憩

午前１１時１４分　再開

△「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」、「議案第７０号　令和８年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」（ほけん福祉課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは再開いたします。

ほけん福祉課の関係分について審査に入ります。

「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」のほけん福祉課関係分について、歳出から歳入まで一括して内容の説明を求めます。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

それでは、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」のほけん福祉課関係分について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○武　　さとみ委員

１６款２項の障害者福祉費補助金のところで、生活のしづらさなどに関する調査を３年に１回と言われたんですけど、どの市町村もそんなものなのでしょうか。教えてください。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

この調査は、厚生労働省のほうから、全国的に３年に１回ということで、調査をされるものであります。

○有川　美子委員

これ厚労省からの調査ですけど、調査員の方１人見つかったんですけど、本町で対象となった、調査をした方の人数を教えていただけますか。

○土器屋　剛福祉係長

この調査につきましては、例年、国勢調査の地区をもとに、担当地区を決めております。

これにつきましては、もう既に決定地区が、こちらのほうには連絡がありまして、下平川の７０世帯ほどが対象になっております。

調査につきましては、地区担当の民生委員さんにお願いしようかと考えております。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、一応審査を中止しておきます。

次に、「議案第７０号　令和８年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)」について、歳出から歳入まで一括して内容の説明を求めます。

○内村　千鶴ほけん総括監

「議案第７０号　令和８年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号)」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないようですので、審査を一応中止しておきます。

次に、「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号)」について、歳出から歳入まで一括して内容の説明を求めます。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

それでは「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号)」について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○武　　さとみ委員

訪問型サービス事業費についてですが、地域住民ボランティアや、各種法人などが主体となって、住民主体の生活支援サービスを行う団体ということですが、そのボランティア団体や、各種法人、それぞれ幾つ団体があるのか教えてください。

○橋口　由華高齢者支援係長

地域住民ボランティア、ＮＰＯ法人の団体数についてですけれども、これは、今回補正が通りましてから、今後、事業所等に説明を行いまして、ボランティア団体法人等の方が、立ち上げることになります。

○武　　さとみ委員

これから、説明をして補助をしていくということですか。

○橋口　由華高齢者支援係長

１０月に説明会を開きまして、そこで事業説明を行うことにしております。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１１時２５分　休憩

午前１１時２７分　再開

△「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第６７号　さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第６８号　さつま町子ども医療費給付条例の一部改正について」、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号）」（こども課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

午後に予定しておりましたが、こども課の関係分について審査に入ります。

「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、内容の説明を求めます。

○橋口　孝人こども課長

「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○有川　美子委員

保育士現場の人材確保とかということで、始まっているんですけど、鹿児島県のホームページを拝見すると、講習会とかしますよっていう案内が出ているんですが、さつま町が、これが地域限定だけど、保育士になれるということで、保育施設の皆さんは、この試験を受けるというか、どれぐらいこれで、人員、人数を増やすことができるとか、こういうのに行かせたい対象があるとか、町がしている保育士の人材バンクとのからみですね、この辺はいかがでしょうか。

○橋口　孝人こども課長

地域限定保育士の制度につきましては、鹿児島県のほうから、６月に各園へ周知くださいということで、周知の通知が来ております。その後に、７月に入りましてからも、県のほうからの、この制度についての説明にも見えられて、説明を受けたところです。

町としましては、６月に各園への周知をお願いしますというときに、各園に対しまして、県からいただきました通知については、周知のために配布をしているところです。

今ありましたとおり、地域限定保育士の制度が、今後、どのように、さつま町の保育人材を増やしていくかというところは、少し不透明なところではございますが、この地域限定保育士の制度につきましては、通常の国家試験、年２回ございますが、それプラス、この地域限定保育士試験を実施するということであります。

これで、さつま町の保育士を目指す方々も受験のチャンスが２回から３回に増えるということと、あと、講習方式によって実技を行うわけなんですけれども、ピアノなどの実技試験がなくなりまして、講習方式という形ですので、保育士を目指す方の挑戦のハードルが少し下がるということがございます。

そして何よりも、県内に３年間、就労を限定されるということがございますので、人材の流出防止、定着にもつながるものと思っております。本町にとっても同様に考えているところです。

○武　　さとみ委員

質問ですが、家庭的保育者という名前が新旧対照表の１０ページにあるのですが、家庭的保育者には、保育士の免許は要らないのか、教えてください。

○柏木　幸平委員長

答弁保留で、後ほど回答してください。

ほかにありませんか。

○川口　憲男委員

この条例の一部の一番最後のところに、こども性暴力防止対策等というのがあって、令和８年の１２月２５日から施行するようになっているんだけど、これは、行政の方はこういうふうに御存じなんだけど、保育所とか、こういう兼ねる事業所というのは、これを認知しているものなのか、何か、行政が中心になって指導方法というのはやっていないのか、そこをちょっと。

○橋口　孝人こども課長

こども性暴力防止対策につきましては、現在、保育士等を含む、学校設置者等に、国が構

築してます、こども性暴力防止関連システムというのを導入をしております。

そういうことも含めまして、保育所に関しては、令和８年１２月２５日から施行されますということは周知をしているところです。

○川口　憲男委員

先般の新聞で保育所かどっかで、何というか、保育者が、園児の方に対して、子どもに対してこういう性暴力的なことをしたと新聞報道があったがな。既に遅しのことだよな。

そしてまた１２月２５日から施行ということだから、それはちょっと、後ずさりしているねと私はこれを見て思うんだけど。そういうのに対してやっぱり、町内の保育園に対しては、もう少し、急ぎに通達するべきことだと思います。

国がするということなんだけど、町として、そこまでしないということであれば、それでいいんだけど、そういう事例があったというのが、もう新聞報道されていますからね。それだけのことです。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

質疑はないようですので、審査を一応中止しておきます。

次に、「議案第６７号　さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明を求めます。

○橋口　孝人こども課長

「議案第６７号　さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

質疑がなければ、審査を一応中止しておきます。

次に、「議案第６８号　さつま町子ども医療費給付条例の一部改正について」、内容の説明を求めます。

○橋口　孝人こども課長

「議案第６８号　さつま町子ども医療費給付条例の一部改正について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないようですので、審査を一応中止しておきます。

次に、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」のこども課関係分について、歳出から歳入まで一括して内容の説明を求めます。

○橋口　孝人こども課長

それでは、「議案第６９号　令和８年度さつま町一般会計補正予算（第５号)」の関係分について説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○武　　さとみ委員

保育所等業務効率化推進事業補助についてですが、まず１つ目のあさひこども園でのＩＣＴ推進はどのような内容なのかというのと、２つ目の山崎保育園での保育補助者の補助は、どういう内容で補助されるのか、教えてください。

○橋口　孝人こども課長

ＩＣＴ化事業の内容ということで、保育計画、記録に関する機能、園児の登降園管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能を備えたシステムの導入ということになります。

山崎保育園に対する保育補助者雇上強化事業の内容につきましては、保育士の業務負担の軽減や、離職防止を図り、保育士が保育士業務に専念できる環境を整備するということで、その経費を補助するという形になっております。

○有川　美子委員

関連で１点だけ、今のＩＣＴ化、それぞれの保育施設の順番でされていると思うんですけど、どうですか、町内のもうほぼ全ての保育施設がＩＣＴ化できたでしょうか。

○橋口　孝人こども課長

令和４年に信教寺保育園、そして、令和６年に恵光保育園、そして、昨年度吉祥保育園、今年度があさひこども園ということで、４園が、このＩＣＴ化の事業を活用されていらっしゃいます。

○有川　美子委員

１年に１園か、１年半で１つずつなんですけど、これ導入しているところは、だいぶいろいろと、便利になったようなことも聞きますが、全事業所の施設が導入しようということではないのか。

それぞれ、例えばＬＩＮＥを使っているとか、もう違う形で、いろんな業務管理、効果を上げるものはしているってことで、よろしいですかね。

○得永　和秀こども支援係長

こちらの事業の申請につきましては、それぞれの事業者さんには、町のほうから案内はしているところです。

それぞれ手を挙げられたところを、協議させていただいて、計上しているというところになります。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１１時５３分　休憩

午前１１時５４分　再開

△現地調査について

○柏木　幸平委員長

それでは再開いたします。

各課の審査がひと通り終わりましたが、現地調査についてお諮りします。

現地調査はどのようにいたしましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

現地調査がないということでありますので、現地調査を行わないことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

異議がないようですので、現地調査を行わないことにいたします。

しばらく休憩します。

午前１１時５５分　休憩

午前１１時５６分　再開

△町長に対する総括質疑事項の確認

○柏木　幸平委員長

再開します。

町長総括があるのですけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないですね。

そしたら、町長総括はないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

そのようにいたします。

それでは、休憩します。

午前１１時５６分　休憩

午後１時２９分　再開

△答弁保留について（こども課）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

こども課の答弁保留について、課長から説明を求めます。

○橋口　孝人こども課長

御質問の中で家庭的保育者とは、保育士の資格は必要ないのかといった御質問でございました。資格につきましては、保育士を基本としております。

資格がない方につきましては、市町村長が実施する基礎研修の受講が義務づけられていまして、受講をすることで、この事業を実施できるということになっております。

○柏木　幸平委員長

質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

しばらく休憩します。

午後１時３２分　休憩

午後１時３７分　再開

△一括質疑

○柏木　幸平委員長

再開いたします。

それでは、ただいままで審査を中止しておきました、本委員会に付託されました議案のうち、決算関連議案を除く「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号)」までの議案６件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩いたします。

午後１時３８分　休憩

午後１時４２分　再開

△町長に対する総括質疑

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

これより、町長に対する総括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないようですので、以上で町長に対する総括質疑を終わります。

△討論・採決

○柏木　幸平委員長

続いて、討論に入ります。

それでは、ただいままで審査を中止しておきました、本委員会に付託されました議案のうち、決算関連議案を除く「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号)」までの議案６件について、一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、ただいまの議案６件について一括して、採決いたします。

お諮りします。

「議案第６６号　さつま町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から「議案第７１号　令和８年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第１号)」までの議案６件について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議案６件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△散会

○柏木　幸平委員長

これで、本委員会の決算関連議案を除く、一般議案の審査が無事終了しました。

９月１０日は、午前９時３０分から会議を開き、決算審査を行います。

執行部のほうも、よろしくお願いいたします。

本日はこれで、散会いたします。

本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

さつま町議会　総務厚生常任委員長　　柏木　幸平